

久喜宮代衛生組合議会  
令和8年第1回定例会議案

# 議 案 目 録

議案第 1 号	令和7年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算（第2号） について .....	1
議案第 2 号	令和8年度久喜宮代衛生組合一般会計予算について .....	2
議案第 3 号	久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例等の一 部を改正する条例 .....	3

議案第 1 号

令和 7 年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算（第 2 号）について

令和 7 年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

議案第2号

令和8年度久喜宮代衛生組合一般会計予算について

令和8年度久喜宮代衛生組合一般会計予算を別冊のとおり提出する。

令和8年3月2日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

## 議案第3号

### 久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例(平成2年久喜宮代衛生組合条例第4号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項第2号ウ中「7,100円」を「7,300円」に改め、同号エ中「10,000円」を「10,400円」に改め、同号オ中「12,900円」を「13,500円」に改め、同号カ中「15,800円」を「16,600円」に改め、同号キ中「18,700円」を「19,700円」に改め、同号ク中「21,600円」を「22,800円」に改め、同号ケ中「24,400円」を「25,900円」に改め、同号コ中「26,200円」を「29,100円」に改め、同号サ中「28,000円」を「32,300円」に改め、同号シ中「29,800円」を「35,500円」に改め、同項ス中「31,600円」を「38,700円」に改める。

第23条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第24条第3項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

## 別表第1（第3条関係）

## 行政職給料表

（単位 円）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	272,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	273,300	311,300	334,400	368,500	422,600	473,300
	3	198,100	274,300	312,700	336,200	370,100	424,500	474,600
	4	199,200	275,300	314,100	337,900	371,700	426,300	475,900
	5	200,300	276,300	315,500	339,600	373,300	428,100	477,200
	6	202,000	277,300	316,600	341,300	375,100	429,900	478,400
	7	203,600	278,300	317,600	343,000	376,600	431,700	479,400
	8	205,200	279,300	318,800	344,600	378,200	433,500	480,100
	9	206,700	280,300	320,000	346,200	379,500	435,100	480,800
	10	208,400	281,300	321,600	347,900	381,100	436,600	481,500
	11	210,000	282,200	323,200	349,600	382,700	438,100	482,100
	12	211,600	283,200	324,800	351,200	384,200	439,600	482,800
	13	213,100	284,200	326,200	352,700	386,100	441,100	483,400
	14	214,800	285,200	327,800	354,300	388,000	442,400	484,000
	15	216,500	286,200	329,400	355,900	389,900	443,700	484,500
	16	218,200	287,200	331,000	357,400	391,700	444,900	485,100
	17	219,400	288,200	332,400	358,800	393,200	446,100	485,700
	18	221,000	289,500	334,100	360,500	395,000	447,400	486,300
	19	222,600	290,800	335,700	362,100	396,700	448,700	486,700
	20	224,100	292,000	337,300	363,700	398,300	449,900	487,200
	21	225,600	293,200	338,700	364,800	400,000	451,100	487,600
	22	227,200	294,500	340,400	366,300	401,400	451,900	487,900
	23	228,800	295,700	342,100	367,800	402,800	452,700	488,200
	24	230,400	296,900	343,700	369,300	404,200	453,500	488,600
	25	232,000	297,900	344,900	371,000	405,600	454,100	489,000
	26	233,700	299,100	346,800	372,800	406,800	454,700	489,400
	27	235,000	300,300	348,500	374,400	408,000	455,300	489,700
	28	236,300	301,600	350,100	376,100	409,000	455,900	490,100

29	237,600	302,900	351,600	377,500	410,100	456,600	490,700
30	238,700	303,900	353,200	378,800	411,300	457,400	490,900
31	239,800	304,900	354,800	380,000	412,400	457,800	491,200
32	240,900	305,900	356,400	381,400	413,500	458,500	491,600
33	242,000	307,000	358,100	382,500	414,200	459,000	492,000
34	243,300	308,200	359,900	383,400	414,900	459,400	492,400
35	244,700	309,300	361,700	384,400	415,500	459,800	492,700
36	246,100	310,500	363,500	385,400	416,200	460,200	493,100
37	247,500	311,600	365,000	386,200	416,800	460,600	493,400
38	248,900	312,900	366,400	387,100	417,400	460,900	493,800
39	250,300	314,200	367,800	388,000	417,900	461,200	494,100
40	251,700	315,500	369,200	388,800	418,300	461,500	494,500
41	253,100	316,700	370,700	389,600	418,700	461,800	494,900
42	254,300	318,000	371,500	390,400	418,900	462,100	495,300
43	255,600	319,300	372,400	391,200	419,200	462,400	495,600
44	256,900	320,600	373,400	391,900	419,500	462,700	496,000
45	258,100	321,900	374,300	392,600	419,800	463,000	496,300
46	259,300	323,100	375,400	393,300	420,100	463,400	496,700
47	260,500	324,400	376,300	394,000	420,400	463,700	497,000
48	261,700	325,500	377,300	394,700	420,700	464,000	
49	262,800	326,400	378,200	395,200	420,900	464,300	
50	263,900	327,700	378,900	395,800	421,200	464,700	
51	265,000	329,000	379,600	396,400	421,400	465,000	
52	266,100	330,300	380,200	397,100	421,700	465,300	
53	267,000	331,400	380,600	397,500	421,900	465,600	
54	268,000	332,700	381,200	398,100	422,200	466,000	
55	269,000	333,900	381,800	398,700	422,500	466,300	
56	270,000	335,100	382,500	399,200	422,800	466,600	
57	271,000	336,400	382,800	399,600	423,000	466,900	
58	271,900	337,400	383,500	400,200	423,300	467,300	
59	272,700	338,500	384,200	400,800	423,600	467,600	
60	273,600	339,600	384,800	401,300	423,800	467,900	
61	274,400	340,300	385,100	401,700	424,000	468,200	
62	275,200	341,200	385,600	402,200	424,300	468,600	
63	276,000	341,900	386,200	402,700	424,600	468,900	

64	276,700	342,700	386,800	403,300	424,800	469,200	
65	277,400	343,500	387,100	403,600	425,000	469,500	
66	278,200	343,900	387,700	404,000	425,300	469,900	
67	279,000	344,400	388,400	404,300	425,600	470,200	
68	279,600	345,100	389,000	404,700	425,800	470,500	
69	280,300	345,900	389,400	405,000	426,000	470,800	
70	281,100	346,600	389,900	405,300	426,300	471,200	
71	281,800	347,300	390,500	405,600	426,600	471,500	
72	282,500	347,900	391,000	405,800	426,800	471,800	
73	283,200	348,400	391,500	406,000	427,000	472,100	
74	283,900	349,000	392,100	406,300	427,300	472,500	
75	284,600	349,500	392,500	406,600	427,600	472,800	
76	285,300	350,100	392,800	406,800	427,800	473,100	
77	286,000	350,400	393,200	407,000	428,000	473,400	
78	286,600	350,900	393,700	407,300	428,300		
79	287,300	351,200	394,100	407,600	428,600		
80	287,900	351,600	394,500	407,800	428,800		
81	288,600	352,000	394,900	408,000	429,000		
82	289,200	352,500	395,400	408,300	429,300		
83	289,900	353,000	395,800	408,600	429,600		
84	290,600	353,500	396,200	408,800	429,800		
85	291,100	353,800	396,500	409,000	430,000		
86	291,700	354,200	396,900	409,300	430,300		
87	292,300	354,600	397,300	409,600	430,600		
88	293,000	355,000	397,600	409,800	430,800		
89	293,600	355,300	398,000	410,000	431,000		
90	294,200	355,700	398,400	410,300	431,300		
91	294,800	356,100	398,800	410,600	431,600		
92	295,500	356,500	399,100	410,800	431,800		
93	296,100	356,700	399,500	411,000	432,000		
94	296,700	357,100	399,900	411,300	432,300		
95	297,200	357,500	400,300	411,600	432,600		
96	297,700	357,900	400,600	411,800	432,800		
97	298,200	358,100	401,000	412,000	433,000		
98	298,800	358,400	401,400	412,300	433,300		

99	299,300	358,800	401,800	412,600	433,600		
100	299,900	359,100	402,100	412,800	433,800		
101	300,300	359,400	402,500	413,000	434,000		
102	300,800	359,800	402,900	413,300	434,300		
103	301,300	360,200	403,300	413,600	434,600		
104	301,900	360,600	403,600	413,800	434,800		
105	302,400	361,100	404,000	414,000	435,000		
106	302,800	361,500	404,400	414,300	435,300		
107	303,100	361,900	404,800	414,600	435,600		
108	303,400	362,300	405,100	414,800	435,800		
109	303,600	362,800	405,500	415,000	436,000		
110	303,900	363,200	405,900	415,300	436,300		
111	304,100	363,500	406,300	415,600	436,600		
112	304,400	363,800	406,600	415,800	436,800		
113	304,600	364,200	407,000	416,000	437,000		
114	304,800	364,600	407,400		437,300		
115	305,100	365,000	407,800		437,600		
116	305,300	365,400	408,100		437,800		
117	305,600	365,700	408,500		438,000		
118	305,800	366,100	408,900		438,300		
119	306,100	366,500	409,300		438,600		
120	306,400	366,900	409,600		438,800		
121	306,700	367,200	410,000		439,000		
122	307,000	367,600					
123	307,300	368,000					
124	307,600	368,400					
125	307,800	368,700					
126	308,000	369,100					
127	308,300	369,500					
128	308,700	369,900					
129	308,900	370,200					
130	309,200	370,600					
131	309,500	371,000					
132	309,900	371,400					
133	310,100	371,700					

134		372, 100					
135		372, 500					
136		372, 900					
137		373, 200					
138		373, 600					
139		374, 000					
140		374, 400					
141		374, 700					
142		375, 100					
143		375, 500					
144		375, 900					
145		376, 200					
146		376, 600					
147		377, 000					
148		377, 400					
149		377, 700					
150		378, 100					
151		378, 500					
152		378, 900					
153		379, 200					
154		379, 600					
155		380, 000					
156		380, 400					
157		380, 700					
158		381, 100					
159		381, 500					
160		381, 900					
161		382, 200					
162		382, 600					
163		383, 000					
164		383, 400					
165		383, 700					
166		384, 100					
167		384, 500					
168		384, 900					

	169		385,200					
	170		385,600					
	171		386,000					
	172		386,400					
	173		386,700					
	174		387,100					
	175		387,500					
	176		387,900					
	177		388,200					
	178		388,600					
	179		389,000					
	180		389,400					
	181		389,700					
	182		390,100					
	183		390,500					
	184		390,900					
	185		391,200					
	186		391,600					
	187		392,000					
	188		392,400					
	189		392,700					
	190		393,100					
	191		393,500					
	192		393,900					
	193		394,200					
定年前再任用短時間勤務職員		基礎給料月額	基礎給料月額	基礎給料月額	基礎給料月額	基礎給料月額	基礎給料月額	基礎給料月額
		227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

第2条 久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条第2項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「38,700円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて衛生組合規則で」に改め、同号アからスまでを削り、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として衛生組合規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が衛生組合規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第6項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(衛生組合規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内かつ1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額の範囲内で衛生組合規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第23条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第24条第3項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

附則中第2項及び第3項を削り、附則第4項を附則第2項とし、附則第5項から第8項までを2項ずつ繰り上げ、附則第9項中「第10条第1項」を「第9条第1項」に改め、同項を附則第7項とし、附則第10項中「附則第12項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第8項とし、附則第11項を附則第9項とし、附則第12項中「附則第14項」を「附則第12項」に、「附則第10項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第10項とし、附則第13項を附則第11項とし、附則第14項中「附則第10項」を「附則第8項」に、「附則第12項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第12項とし、附則第15項中「附則第12項」を「附則第10項」に、「附則第10項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第13項とし、附則第16項中「附則第12項又は」を「附則第10項又は」に、「第9条の2第2項及び第17条の4第5項(第17条の7第4項において準用する場合を含む。)」を「第11条第2項及び第23条第5項(第24条第5項において準用する場合を含む。)」に、「第9条の2第2項中」を「第11条第2項中」に、「給料の月額と附則第12項、第14項又

は第15項」を「給料の月額と附則第10項、第12項又は第13項」に、「第17条の4第5項中」を「第23条第5項中」に、「給料月額と附則第12項、第14項又は第15項」を「給料月額と附則第10項、第12項又は第13項」に改め、同項を附則第14項とし、附則第17項中「附則第10項から前項までに」を「附則第8項から前項までに」に、「附則第10項の規定」を「附則第8項の規定」に、「附則第12項」を「附則第10項」に、「附則第10項から前項までの」を「附則第8項から前項までの」に改め、同項を附則第15項とする。

(久喜宮代衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 久喜宮代衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年久喜宮代衛生組合同条第6号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額(円)
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000

第9条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に改め、同条第3項中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

第4条 久喜宮代衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に改め、同条第3項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、附則第4項及び附則第5項の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)第13条第2項第2号及び別表第1の規定並びに第3条の規定による改正後の久喜宮代衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の一般職任期付職員条例」という。)第7条第1項の規定は令

和7年4月1日から、改正後の給与条例第23条第2項及び第3項並びに第24条第3項第1号及び第2号並びに改正後の一般職任期付職員条例第9条第2項及び第3項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の一般職任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の久喜宮代衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の一般職任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(久喜宮代衛生組合職員の分限に関する条例の一部改正)

- 4 久喜宮代衛生組合職員の分限に関する条例(平成14年久喜宮代衛生組合条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「附則第13項」を「附則第11項」に改める。

(久喜宮代衛生組合一般職職員の給与の臨時特例に関する条例の一部改正)

- 5 久喜宮代衛生組合一般職職員の給与の臨時特例に関する条例(平成25年久喜宮代衛生組合条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「給与条例附則第7項」を「給与条例附則第5項」に改める。

令和8年3月2日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅田修一

#### 提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じ、一般職職員の給与の改定等を行いたいので、この案を提出するものであります。